

名古屋港管理組合告示第19号

名古屋港管理組合放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成14年名古屋港管理組合条例第7号）第4条の規定に違反し、港湾施設等に放置されている自動車について廃物と認定するため、同条例第10条第3項の規定に基づき次のように告示する。

平成18年3月31日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 松原 武久

- 1 下記の自動車の所有者等は、平成18年4月14日までにこの自動車を撤去すること。
- 2 上記期限までに撤去されない場合は、廃物と認定し、管理者又は管理者の命じた者若しくは委任した者が、下記物件の所有者等の負担において処分等を行う。
- 3 問い合わせ先 港営部港営課庶務係

整理番号	所在地	車種等	登録番号等	塗色
14飛021	海部郡飛島村西浜	乗用車	SW20-0062828	赤
14作004	名古屋市港区作倉町	スバル レックス		白
15船002	名古屋市港区船見町	軽貨物車		白
15船003	名古屋市港区船見町	乗用車		赤
15新001	東海市新宝町	スズキ アルト		白
15作001	名古屋市港区港陽一丁目	トヨタ マークII		白
15作005	名古屋市港区千鳥二丁目	三菱 ミラージュ		白
15空009	名古屋市港区空見町	トヨタ クラウン		白
15空011	名古屋市港区空見町	トヨタ クラウンマジェスタ		白
15管001	名古屋市港区潮風町	日産 マーチ	名古屋72つ9511	紺
16弥003	海部郡弥富町楠一丁目	軽乗用車		白
16弥004	海部郡弥富町楠一丁目	スズキ キャリー		緑
16作001	名古屋市港区作倉町	日産 サニー		黒
16空005	名古屋市港区空見町	軽貨物車		青
17飛003	海部郡飛島村西浜	トヨタ ライトエース		シルバー
17空002	名古屋市港区空見町	軽乗用車		赤

訓 令

訓令第1号

組合内一般
課の組織の分掌事務規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 松原 武久

課の組織の分掌事務規程等の一部を改正する規程
(課の組織の分掌事務規程の一部改正)
第一条 課の組織の分掌事務規程(平成八年訓令第三号)の1

部を次のように改正する。
 第一条第二項第一号ヌ中「及び秘書室」を削り、同号中ヌをヲとし、リをルとし、チをヌとし、トをリとし、へをチとし、ホをトとし、ニをへとし、への前に次のように加える。

ホ 国際的儀礼に関する事（港官部振興課振興係の主管に属することを除く。）

第一条第二項第一号中ハをニとし、ロをハとし、イをロとし、ロの前に次のように加える。

イ 秘書に関する事。

第一条第二項第二号中トをチとし、への次に次のように加える。

ト 個人情報保護に関する事。

第一条第二項第三号ハ中「公開」の下に「及び個人情報保護」を加え、同条第二項を削る。
 （出勤簿処理規程の一部改正）

第二条 出勤簿処理規程（昭和二十七年訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「、企画調整室計画担当及び企画調整室統計センター」を「及び企画調整室計画担当」に改める。
 （名古屋港管理組合事務決裁規程の一部改正）

第三条 名古屋港管理組合事務決裁規程（昭和四十年訓令第七号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「（企画調整室統計センター所長を除く。以下この項において同じ。）」を削り、「課」の下に「総務部危機管理室及び」を加え、同条第五項を削る。

別表第一の二（共通事務）の表担当課長専決事項の欄第四号中「副所長」の下に「、規則別表第二に掲げる企画調整室計画担当統計センター所長」を加える。

別表第二（個別事務）の表一企画調整室の表を次のように改める。

一 企画調整室

区分	室長専決事項	課長専決事項
計画担当	一 出願工事の計画審査に関する事。 二 港湾統計に関する事。 三 港湾統計図書の編集及び発行に関する事。	
環境保全センター	一 港湾区域内の水質その他港湾の環境の保全に係る調査に関する事。 二 出願工事の環境保全調査に関する事。	一 水質及び底質の分析及び試験に関する事。

（名古屋港管理組合行政文書取扱規程の一部改正）
第四条 名古屋港管理組合行政文書取扱規程（平成十五年訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「、図画、写真及びフィルム」を「及び図画」に改め、同条第六号中「第十二条第一項第十号」を「第十四条第一項第十号」に改める。

第三条第一項中「、写真、フィルム」を削る。

第十二条第四項中「企画調整室計画担当 企画調整室統計センター」を「企画調整室計画担当」に改め、同条第五項ただし書を削る。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

訓 令 公 報

名古屋港管理組合議会告示第一号

名古屋港管理組合議会が管理する行政文書の開示に関する規程（平成十三年名古屋港管理組合議会告示第一号）の一部を次のとおり改正する。

平成十八年三月三十一日

名古屋港管理組合議会

議長 加藤 徹

第二条第一項第二号中「写し」の下に「(電磁的記録を用紙に出力したものを含む。第九条第二項において同じ。)」を加える。

第九条第二項中「文書等」を「行政文書」に改め、同条第三項中「閲覧」の下に「又は視聴」を加え、「文書等」を「行政文書」に改め、同条第四項及び第五項を削る。

第十一条第一項第二号中「、写真」を削り、「以下」の下に「この号において」を加え、同条を第十三条とする。

第十条を第十二条とし、第九条の次に次の二条を加える。
(条例第十六条第二項の実施機関の規程で定める方法)

第十条 条例第十六条第二項の閲覧に準ずる方法として実施機関の規程で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、議長が適当と認める方法とする。

- 一 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
- 二 録画テープ又は録画ディスク 当該録画テープ又は録画ディスクを専用機器により再生したものの視聴
- 三 前二号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 次に掲げる方法であつて、議長がその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。次項第二号において同じ。)により行うことができるもの
- イ 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの閲覧
- ロ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

2 条例第十六条第二項の写しの交付に準ずる方法として実施機関の規程で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、議長が適当と認める方法とする。

- 一 録音ディスク又は録画ディスク 当該録音ディスク又は録画ディスクを光ディスクに複写したものの交付
- 二 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 次に掲げる方法であつて、議長がその保有するプログラムにより行うことができるもの
- イ 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの交付
- ロ 当該電磁的記録をフロッピーディスク又は光ディスクに複写したものの交付

(条例第十七条の実施機関の規程で定めるもの)
第十一条 条例第十七条の実施機関の規程で定めるものは、前条第二項各号に定める方法又は同項ただし書に規定する方法により交付されるものの作成及び送付とする。

様式第一号中「1 閲覧」を「1 閲覧・視聴」に改め、「3 視聴」を削り、「2 ※の欄は、記入する必要がありません。」を「2 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。」に改める。

様式第二号及び様式第三号の規定中「2 当日御都合が強い場合には、あらかじめ担当課等まで御連絡ください。」を「2 当日御都合が強い場合には、あらかじめ担当課等まで

3 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。」に改める。

「教示

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日

の翌日から起算して60日以内に名古屋港管理組合議会議長に対して異議申立てをすることができます。

- 2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日(異議申立てをしたときは、裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告として(名古屋港管理組合議会議長が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。」

様式第十号中「教示」を

に改め、同様式備考第二号を次のように改める。

- 2 名古屋港管理組合情報公開条例第19条第3項において準用する同条例第15条第3項の規定により通知する場合は、教示文を省略すること。

様式第十一号中「様式第11号(第10条関係)」を「様式第11号(第12条関係)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成十八年四月一日から施行する。(経過措置)

2 この規程施行の際この規程による改正前の名古屋港管理組合議会が管理する行政文書の開示に関する規程の規定により提出されている行政文書開示請求書については、この規程による改正後の名古屋港管理組合議会が管理する行政文書の開示に関する規程の規定により提出されたものとみなす。

訓令第一号

事務局内一般

名古屋港管理組合議会事務局行政文書管理規程(平成十五年名古屋港管理組合議会訓令第一号)の一部を次のとおり改正する。

平成十八年三月三十一日

名古屋港管理組合議会

議長 加藤 徹

第二条第二号中「、図画、写真及びフィルム」を「及び図画」に改め、同条第六号中「第十一条第一項第十号」を「第十三条第一項第十号」に改める。

第三条第一項中「、写真、フィルム」を削る。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

監査委員事項

名古屋港管理組合監査委員告示第一号

名古屋港管理組合監査委員が管理する行政文書の開示に関する規程(平成十二年名古屋港管理組合監査委員告示第一号)の一部を次のとおり改正する。

平成十八年三月三十一日

名古屋港管理組合監査委員 波形 昌洋

同 深谷 憲彦

同 加藤 雄也

第二条第一項第二号中「写し」の下に「(電磁的記録を用紙に出力したものを含む。第九条第二項において同じ。)」を加える。

第九条第二項中「文書等」を「行政文書」に改め、同条第三項中「閲覧」の下に「又は視聴」を加え、「文書等」を「行政文書」に改め、同条第四項及び第五項を削る。

第十二条を第十四条とする。

第十一条第二項第二号中「、写真」を削り、「以下」の下に「この号において」を加え、同条を第十三条とする。

第十条を第十二条とし、第九条の次に次の二条を加える。

(条例第十六条第二項の実施機関の規程で定める方法)

第十条 条例第十六条第二項の閲覧に準ずる方法として実施機関の規程で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、監査委員が適当と認める方法とする。

- 一 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
一 録画テープ又は録画ディスク 当該録画テープ又は録画ディスクを専用機器により再生したものの視聴
二 前二号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 次に掲げる方法であつて、監査委員がその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。次項第一号において同じ。)により行うことができるもの
イ 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの閲覧
ロ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

2 条例第十六条第二項の写しの交付に準ずる方法として実施機関の規程で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、監査委員が適当と認める方法とする。

- 一 録音ディスク又は録画ディスク 当該録音ディスク又は録画ディスクを光ディスクに複写したものの交付
一 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 次に掲げる方法であつて、監査委員がその保有するプログラムにより行うことができるもの
イ 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの交付
ロ 当該電磁的記録をフロッピーディスク又は光ディスクに複写したものの交付

(条例第十七条の実施機関の規程で定めるもの)

第十一条 条例第十七条の実施機関の規程で定めるものは、前条第二項各号に定める方法又は同項ただし書に規定する方法により交付されるものの作成及び送付とする。

様式第一号中「1 閲覧」を「1 閲覧・視聴」に改め、「3 視聴」を削り、「2 ※の欄は、記入する必要がありません。」を「2 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。」に改める。

様式第二号及び様式第三号の規定中「2 当日御都合が悪い場合には、あらかじめ担当課等まで御連絡ください。」を「2 当日御都合が悪い場合には、あらかじめ担当課等まで

3 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。」に改める。

「教示」

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に名古屋港管理組合代表監査委員に対して異

様式第十号中「教示」を

議申立てをすることができます。

- 2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日(異議申立てをしたときは、裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告として(名古屋港管理組合代表監査委員が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。」

に改め、同様式備考第一号を次のように改める。

- 2 名古屋港管理組合情報公開条例第19条第3項において準用する同条例第15条第3項の規定により通知する場合は、教示文を省略すること。

様式第十一号中「様式第11号(第10条関係)」を「様式第11号(第12条関係)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際この規程による改正前の名古屋港管理組合監査委員が管理する行政文書の開示に関する規程の規定により提出されている行政文書開示請求書については、この規程による改正後の名古屋港管理組合監査委員が管理する行政文書の開示に関する規程の規定により提出されたものとみなす。

審 議 会 事 項

名古屋港審議会委員の委嘱を、下記の者は解かれた。

宮 本 勝 弘 (3月8日)

名古屋港審議会委員に、下記の者が委嘱された。

高 橋 秀 治 (3月22日)

雑 報

名古屋港管理組合副管理者愛知県副知事森徳夫は、平成18年3月31日任期満了した。

名古屋港管理組合出納長愛知県出納長村田浩子は、平成18年3月31日任期満了した。

正 誤

平成17年11月17日公報号外第200号7ページ右欄26行中「『〇名号』を削る。」は「『〇名号』を削り、同条第一号中「野野和」を「指定管理者」に改める。」の誤り。

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合